

岡山大学法学部規程

〔平成16年4月1日〕
岡大法規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）に基づき、岡山大学法学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定める。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、管理学則第10条の規定に基づき、法学を教授研究することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、前条の目的を達成するため、管理学則第11条の定めるところにより、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学法学部自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。

4 自己評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、学部の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

(副学部長)

第6条 本学部副学部長を置く。

2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(昼間コース及び夜間主コース)

第7条 本学部法学科に、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

(修業年限)

第8条 本学部の修業年限は4年とする。

2 夜間主コースの学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、教授会で審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

3 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(最長在学年限)

第9条 本学部学生の在学期間は、8年を超えることができない。

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 昼間コースに、法科大学院に進学するための科目を系統的に学修できる教育課程として、司法コースを置く。

3 司法コースの履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第11条 本学部の授業は、講義、演習及び実習により行う。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を

行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(単位の計算方法)

第12条 各授業科目の単位の計算方法は、次の基準による。

一 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

二 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第13条 本学部の開講する授業科目については、各授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価に当っては、成績評価基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教養教育科目)

第14条 教養教育科目は、ガイダンス科目、主題科目、個別科目及び外国語科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及びその単位数は、昼間コースにあつては、別表第1に掲げるとおりとし、夜間主コースにあつては、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表第1及び別表第4に掲げる授業科目以外の授業科目を開講することがある。

(専門教育科目)

第15条 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

2 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、昼間コースにあつては、別表第2に掲げるとおりとし、夜間主コースにあつては、別表第5に掲げるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表第2及び別表第5に掲げる授業科目以外の授業科目を開講することがある。

(開講科目の公示)

第16条 各年度において開講する教養教育科目及び専門教育科目の授業科目、単位数、配当年次、時間数及び担当教員は、学年の初めに公示する。ただし、学年の初めに公示していない授業科目を開講する場合には、当該授業科目についてその都度公示する。

(履修の届出)

第17条 学生は、前期及び後期の初めに履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学年の初めに公示していない授業科目を開講する場合、当該授業科目を履修しようとする者は、別に定める期日までにその旨を学部長に届け出なければならない。

3 学生は、他の学部の開講科目を当該学部の定めるところにより、履修することができる。

4 他の学部の開講科目を履修しようとするときは、学部長を経て当該学部長の許可を受けるものとする。

(履修登録科目の上限設定等)

第18条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定める。

2 前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 履修科目の上限設定等については、別に定め、公表する。

(他学部学生の履修)

第19条 他の学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部長を経て、学部長の許可を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他学部の学生(経済学部夜間主コースの学生を除く。)は、本学部夜間主コースに開設する教養教育科目及び専門教育科目を履修することができない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第20条 学生が、他の大学(外国の大学を含む。以下同じ。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。以下この条において同じ。)の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により、学部長に願出なければならない。

2 前項の願出があったときは、当該大学又は短期大学との協議が成立したものについて許可するもの

とする。

3 第1項の規定により学生が他の大学又は短期大学において修得した単位については、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、60単位を超えない範囲で単位を認定することがある。

4 前3項の規定は、本学部の学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修については、教授会の議を経て、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

2 前項の規定により認定する単位数は、前条第3項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 学生が本学部に入學する前に、大学若しくは外国の大学(外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)又は短期大学若しくは外国の短期大学(外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、別に定めるところにより、教授会の議を経て、本学部に入學した後の授業科目の履修により修得したものとみなし単位を認定することがある。

2 学生が本学部に入學する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修については、教授会の議を経て、本学部に入學した後の授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

3 前2項の規定により認定する単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学部において修得した単位以外のものについては、第20条第3項及び前条第1項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項の単位の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入學した年度の所定の期日までに、学部長に願出しなければならない。

(教育職員免許状)

第23条 次の表に掲げる教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

教育職員免許状の種類	免許教科
高等学校教諭1種免許状	公民

(履修資格)

第24条 昼間コースの学生は、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修できない。

2 昼間コースの学生で、第1年次・第2年次の間に学則第32条の規定により留學する者は、前項の規定にかかわらず、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を別に定める単位以上修得すれば、第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修できるものとする。

(卒業資格単位数)

第25条 本学部昼間コースを卒業するためには、別表第3に定めるところにより、教養教育科目の単位を32単位以上及び専門教育科目の単位を92単位以上（最終年次に修得しなければならない専門教育科目2単位以上を含む。）修得しなければならない。

2 夜間主コースを卒業するためには、別表第6に定めるところにより、教養教育科目の単位を32単位以上及び専門教育科目の単位を92単位以上（最終年次に修得しなければならない専門教育科目2単位以上を含む。）修得しなければならない。

3 昼間コースの学生は、経済学部専門科目（演習を除く。）及び文学部の専門科目（他学部学生の履修可とされた科目に限る。）を、合計20単位を超えない範囲で、第1項の専門教育科目のうちの専門科目の単位として修得することができる。

4 夜間主コースの学生は、本学部昼間コースに開設する教養教育科目を10単位を超えない範囲で、第2項の教養教育科目の単位として修得することができる。

5 夜間主コースの学生は、本学部昼間コースに開設する専門教育科目（演習を除く。）及び経済学部昼間コースに開設する専門科目（演習を除く。）を30単位を超えない範囲で、第2項の専門教育科目の単位として修得することができる。ただし、経済学部の専門科目は10単位を超えない範囲とする。

6 夜間主コースの学生は、経済学部夜間主コースに開設する専門科目（演習を除く。）を20単位を超えない範囲で、第2項の専門教育科目のうちの専門科目の単位として修得することができる。

(司法コースの修了資格単位数)

第25条の2 司法コースを修了するためには、卒業時まで、別表第7に定める専門教育科目の単位を42単位以上修得しなければならない。

(早期卒業)

第26条 昼間コースにあつては、本学部3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第89条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)を希望する場合は、卒業を認定することができる。

2 早期卒業の認定基準は、別に定め、公表する。

(単位修得試験等)

第27条 単位修得の認定は、第13条第2項の成績評価基準に照らし、定期試験、レポート等により行う。

2 前項の試験は、報告書、論文その他をもって代えることができる。

3 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者には、追試験を行うことがある。

4 試験に際して不正行為をした者については、学則第58条第1項の規定により懲戒処分を行うほか、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除き、当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目を含む。）の単位を認定しない。

(転学)

第28条 他の大学に転学を志願しようとする者は、学部長の許可を受けた上、転学の手続きをしなければならない。

(編入学、学士入学、転学、転学部、再入学)

第29条 学則第25条の2、第26条、第27条、第29条及び第37条の規定により、編入学、学士入学、転学、転学部又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

(転コース)

第30条 昼間コース及び夜間主コース間の転コースは、認めないものとする。

(在学期間の通算等)

第31条 学士入学、転学、編入学、転学部又は再入学をした者の既修得単位と在学期間の認定は、教授会において行う。

2 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算につ

いては、別に定める。

(科目等履修生)

第32条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第33条 他の大学の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、教授会の議を経て許可することがある。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

(研究生)

第34条 本学の学生以外の者で、特定の事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 4年制の大学を卒業した者

二 前号と同等以上の学力があると認められた者

3 研究生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

第35条 公の機関からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学法学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大法規程第1号）により廃止された岡山大学法学部規程（平成7年岡山大学法学部規程第1号）の例による。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 改正後の規程にかかわらず、平成15年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成16年度及び平成17年度入学者については、改正前の別表第1、別表第3、別表第4及び別表第6（備考3の規定を除く。）に係る規定は、改正後の当該各表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の規程にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、改正後の第24条、第25条第1項、第2項、第4項及び第27条並びに別表第1から別表第6までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、改正後の別表第1及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項、第3項及び第25条の2に係る規定は、平成24年度入学生から適用する。
- 3 平成23年度以前の入学生については、改正後の別表第2、別表第3及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生については、改正後の別表第2、別表第3、別表第5及び別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程にかかわらず、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

昼間コースの教養教育科目

科目区分		授業科目	単位	
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目		授業科目及びその単位については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	
	主 題 科 目	現代の課題		
		人間と社会		
		健やかに生きる		
		自然と技術		
	個 別 科 目	人文・社会科学		
		自然科学		
		生命・保健科学		
		情報科学		
	外 国 語 科 目	英語		
		ドイツ語		
		フランス語		
		中国語		
		韓国語		
		ロシア語		
		スペイン語		
		イタリア語		
		日本語		

昼間コースの専門教育科目

(1) 専門基礎科目

科目区分	授業科目	単位	
専門教育科目	専門基礎科目	現代社会と政治	2
		法実務入門	2
		行政法Ⅰ	2
		刑法総論Ⅰ	2
		政治学	2
		現代政治分析Ⅰ	2
		国際関係と法	2

(2) 専門科目

科目区分	授業科目	単位	
専門教育科目	専門科目	憲法Ⅰ	2
		比較憲法	2
		憲法ⅡA	2
		憲法ⅡB	2
		行政法Ⅱ	2
		行政法Ⅲ	2
		行政法Ⅳ	2
		税法Ⅰ	2
		税法Ⅱ	2
		地方自治法	2
		情報政策と法	2
		情報社会と法	2
		親族法	2
		相続法	2
		民法総則・物権総論	4
		契約法	2
		不法行為法	2
		債権総論・担保物権法	4
		不動産登記法	2
		民事訴訟法	4
		企業法総論	2
		会社法Ⅰ	2
		会社法Ⅱ	2
		企業取引法	2
		刑法総論Ⅱ	2
		刑法各論Ⅰ	2
		刑法各論Ⅱ	2
		刑事訴訟法Ⅰ	2
		刑事訴訟法Ⅱ	2
		労働団体系	2
		雇用関係法	2
		経済社会と法Ⅰ	2
		経済社会と法Ⅱ	2
		国際法概論Ⅰ	2
		国際法概論Ⅱ	2
		国際法各論Ⅰ	2
		国際法各論Ⅱ	2
		国連法	2
		国際機構法	2
		国際取引法	2
		国際家族法	2
		社会保障法Ⅰ	2
		社会保障法Ⅱ	2
法と正義	2		
法哲学	2		
法史学Ⅰ	2		
法史学Ⅱ	2		
法社会学概論Ⅰ	2		
法社会学概論Ⅱ	2		
アジア法	2		
中国法	2		
イギリス法	2		
行政学	2		

	政治社会学	2
	現代政治分析Ⅱ	2
	国際政治論	2
	西洋政治思想史	2
	比較政治Ⅰ	2
	比較政治Ⅱ	2
	公共政策論	2
	外国書講読	2
	日本法政事情Ⅰ	2
	日本法政事情Ⅱ	2
	演習Ⅰ a	2
	演習Ⅰ b	2
	演習Ⅱ	4
	就業体験実習	2
	法解釈の基礎Ⅰ	2
	法解釈の基礎Ⅱ	2
	法解釈の基礎Ⅲ	2
	法解釈の基礎Ⅳ	2
	法適用演習（基礎）Ⅰ	2
	法適用演習（基礎）Ⅱ	2
	法適用演習（応用）Ⅰ	2
	法適用演習（応用）Ⅱ	2

別表第3 (第25条関係)

昼間コースの卒業資格単位数

科 目 区 分			卒業資格単位数	
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目 (2単位まで卒業資格単位として認める。)			
	主 題 科 目	現代の課題	4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、合計6単位選択必修	
		人間と社会		
		健やかに生きる		
		自然と技術		
	個 別 科 目	人文・社会科学	3 2 単位選択	
		自然科学		
		生命・保健科学	するスポーツ演習, みるスポーツ演習, 支えるスポーツ演習は2単位まで卒業資格単位として認める。	
		情報科学 (2単位まで卒業資格単位として認める。)		
	外 国 語 科 目 (16単位まで卒業資格単位として認める。)	英語	総合英語 1 1 単位必修 総合英語 2 1 単位必修 総合英語 3 1 単位必修 総合英語 4 1 単位必修 総合英語 5 ブレ上級英語 上級英語 英語特別演習 1 英語特別演習 2	4 単位 選択 必修
ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語				
日本語 (留学生用科目)		英語必修8単位に代替できる。		
計			3 2 単位	
専 門 教 育 科 目 (最終年次には 専門教育科目を 2単位以上修得)	専門基礎科目	講 義	9 2 単位	
	専 門 科 目	講 義		
		演 習 (16単位まで卒業資格単位として認める。)		演習Ⅱ 4 単位 必 修
		実 習		
	経済学部開設の専門科目 (演習を除く。)及び文学部開設の専門科目(他学部学生の履修可とされた科目に限る。) (20単位まで卒業資格単位として認める。)			
計			9 2 単位	
卒業資格単位数の合計			1 2 4 単位	

備 考

- 1 教育職員免許状取得希望者が、教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合、他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが、卒業資格単位としては認めない。
- 2 他学部開設の専門教育科目には、教養教育科目として取り扱われる科目がある。

別表第4（第14条関係）

夜間主コースの教養教育科目

科目区分		授業科目	単位	
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目		授業科目及びその単位については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。	
	主 題 科 目	現代の課題		
		人間と社会		
		健やかに生きる		
		自然と技術		
	個 別 科 目	人文・社会科学		
		自然科学		
		生命・保健科学		
		情報科学		
	外 国 語 科 目	英語		
		ドイツ語		
		フランス語		
		中国語		
		韓国語		
		ロシア語		
		スペイン語		
イタリア語				

別表第5（第15条関係）

夜間主コースの専門教育科目

(1) 専門基礎科目

科目区分		授業科目	単位
専門教育科目	専門基礎科目	憲法Ⅰ 現代社会と政治	2 2

(2) 専門科目

科目区分	授業科目	単位
	比較憲法	2
	憲法ⅡA	2
	憲法ⅡB	2
	行政法Ⅰ	2
	行政法Ⅱ	2
	行政法Ⅲ	2
	行政法Ⅳ	2
	情報政策と法	2

専門教育科目	専門科目	情報社会と法	2
		親族法	2
		相続法	2
		民法総則・物権総論	4
		契約法	2
		不法行為法	2
		債権総論・担保物権法	4
		民事訴訟法	4
		企業法総論	2
		会社法Ⅰ	2
		会社法Ⅱ	2
		企業取引法	2
		刑法総論Ⅰ	2
		刑法総論Ⅱ	2
		刑法各論Ⅰ	2
		刑法各論Ⅱ	2
		刑事訴訟法Ⅰ	2
		刑事訴訟法Ⅱ	2
		雇用関係法	2
		国際法概論Ⅰ	2
		国際法概論Ⅱ	2
		国際法各論Ⅰ	2
		国際法各論Ⅱ	2
		国連法	2
		国際機構法	2
		国際取引法	2
		国際家族法	2
		法と正義	2
		法哲学	2
		法史学Ⅰ	2
		法史学Ⅱ	2
		法社会学概論Ⅰ	2
		法社会学概論Ⅱ	2
		アジア法	2
		中国法	2
		行政学	2
		政治学	2
		政治社会学	2
		現代政治分析Ⅰ	2
		現代政治分析Ⅱ	2
		国際政治論	2
西洋政治思想史	2		
比較政治Ⅰ	2		
比較政治Ⅱ	2		
外国書講読	2		
演習Ⅰ a	2		
演習Ⅰ b	2		
演習Ⅱ	2		
就業体験実習	2		

別表第6 (第25条関係)

夜間主コースの卒業資格単位数

科目区分		卒業資格単位数
教養教育 科目 (本学部昼間コース開設の教養教育科目を10単位まで卒業資格単位として認める。)	ガイダンス科目 (2単位まで卒業資格単位として認める。)	
	主題科目	現代の課題
		人間と社会
		健やかに生きる
		自然と技術
	個別科目	人文・社会科学
		自然科学
生命・保健科学		
情報科学 (2単位まで卒業資格単位として認める。)		
外国語科目 (16単位まで卒業資格単位として認める。)	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語	
計		
専門教育 科目 (最終年次には専門教育科目を2単位以上修得)	専門基礎科目	講義
	専門科目	講義
		演習 (12単位まで卒業資格単位として認める。)
		実習
	専門基礎科目	本学部昼間コース開設の専門基礎科目
	専門科目	本学部昼間コース及び経済学部昼間コース開設の専門科目 (演習を除く。)
経済学部夜間主コース開設の専門科目 (演習を除く。) (20単位まで卒業資格単位として認める。)		
計		
卒業資格単位数の合計		

備考

- 1 外国語科目(英語)「基礎英語」は、卒業資格単位としては認めない。
- 2 教育職員免許状取得希望者が、文学部開講の教科に関する科目ならびに教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合、他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが、卒業資格単位としては認めない。
- 3 経済学部夜間主コース開設の専門教育科目には、教養教育科目として取り扱われる科目がある。

別表第7（第25条の2関係）

司法コースの修了資格単位数

科目区分		授業科目	単 位	履修 年次	修了資格単位数
専門教育 科目	専門科目	法解釈の基礎Ⅰ	2	1年次	32単位以上
		法解釈の基礎Ⅱ	2		
		憲法Ⅰ 民法総論・物権総論	2 4		
	専門基礎科目	法解釈の基礎Ⅲ	2	2年次	
		法解釈の基礎Ⅳ	2		
	専門科目	行政法Ⅰ 刑法総論Ⅰ	2 2	3・4 年次	
		憲法ⅡA	2		
		憲法ⅡB	2		
		行政法Ⅱ	2		
		契約法	2		
		債権総論・担保物権法	4		
		不法行為法	2		
		会社法Ⅰ	2		
		会社法Ⅱ	2		
		刑法総論Ⅱ	2		
		行政法Ⅲ	2		
行政法Ⅳ		2			
親族法		2			
相続法	2				
企業法総論	2				
企業取引法	2				
民事訴訟法	4				
刑法各論Ⅰ	2				
刑法各論Ⅱ	2				
刑事訴訟法Ⅰ	2				
刑事訴訟法Ⅱ	2				
	法適用演習（基礎）Ⅰ	2	3年次	6単位以上	
	法適用演習（基礎）Ⅱ	2			
	法適用演習（応用）Ⅰ	2	4年次	4単位	
	法適用演習（応用）Ⅱ	2			
	演習Ⅱ	4	3・4 年次	4単位	
修了資格単位数の合計					42単位以上

(2) 岡山大学法学部特別聴講学生取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第33条第2項の規定に基づき、岡山大学法学部特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(聴講単位)

第2条 特別聴講学生が聴講できる単位数は、原則として60単位以内とする。

(受入時期)

第3条 特別聴講学生の受入時期は、各学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生を志願する者は、現に在学する大学（以下「在学大学」という。）を経由して、所定の様式による願書を提出しなければならない。

2 前項の願書には、次の書類を添えなければならない。

- 一 身上調書（所定様式）
- 二 写真
- 三 その他特に指示するもの

(出願期日)

第5条 前条の出願期日は、履修を希望する学期の始まる1か月前までとする。ただし、外国の大学の学生については、4か月前までとする。

(選考)

第6条 特別聴講学生の選考は、聴講科目担当教員の承諾を得た者について、教授会の議を経て行う。

(受入許可の通知)

第7条 特別聴講学生の受入れを許可したときは、在学大学を経由して、当該学生に通知する。

(成績評価)

第8条 特別聴講学生が履修した聴講科目については、本学部の成績評価基準に基づき、成績の評価を行う。

(成績通知)

第9条 前条に規定する成績評価の後、速やかに在学大学に成績を通知する。

(除籍)

第10条 特別聴講学生が本学の規則に違背し、若しくは秩序をみだし、学生の本分に反する行為があったとき又はこの制度の主旨に反する行為があったときは、在学大学と協議の上、特別聴講学生としての籍を除くことがある。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。